



2025年12月23日

各 位

会社名 セントケア・ホールディング株式会社  
代表者名 代表取締役社長 藤間 和敏  
(コード: 2374 東証プライム)  
問い合わせ先 常務取締役管理本部長 瀧井 創  
電話番号 03-3538-2943

**株式会社 Color による当社株券等に対する公開買付けの結果  
並びに親会社、その他の関係会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ**

株式会社 Color (以下「公開買付者」といいます。) が 2025 年 11 月 10 日から実施しておりました当社の普通株式 (以下「当社株式」といいます。ただし、本新株予約権 (注) の行使により交付される当社株式を含み、当社が所有する自己株式、株式会社村上企画 (以下「村上企画」といいます。) 及び当社の代表取締役会長である村上美晴氏 (以下、村上企画及び村上美晴氏を総称して「本不応募合意株主」といいます。) が所有する当社株式及び譲渡制限付株式報酬として当社の取締役に付与された当社の譲渡制限付株式 (以下「本譲渡制限付株式」といいます。) を除きます。) 及び本新株予約権 (以下、当社株式及び本新株予約権を総称して「当社株券等」といいます。) に対する公開買付け (以下「本公開買付け」といいます。) が、2025 年 12 月 22 日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本公開買付けの結果、2025 年 12 月 29 日 (本公開買付けの決済の開始日) 付で、下記のとおり当社の親会社、その他の関係会社及び主要株主である筆頭株主に異動が生じる見込みとなりましたので、併せてお知らせいたします。

(注) 「本新株予約権」とは、以下の新株予約権を総称しています。

- ① 2009 年 6 月 25 日及び 2009 年 7 月 14 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第 2 回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (以下「第 2 回新株予約権」といいます。) (行使期間は 2009 年 8 月 18 日から 2044 年 8 月 17 日まで)
- ② 2010 年 6 月 24 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第 3 回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (以下「第 3 回新株予約権」といいます。) (行使期間は 2010 年 7 月 17 日から 2045 年 7 月 16 日まで)
- ③ 2011 年 6 月 28 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第 4 回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (以下「第 4 回新株予約権」といいます。) (行使期間は 2011 年 7 月 20 日から 2046 年 7 月 19 日まで)
- ④ 2012 年 6 月 26 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第 5 回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (以下「第 5 回新株予約権」といいます。) (行使期間は 2012 年 7 月 18 日から 2047 年 7 月 17 日まで)
- ⑤ 2013 年 6 月 26 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第 6 回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (以下「第 6 回新株予約権」といいます。) (行使期間は 2013 年 7 月 17 日から 2048 年 7 月 16 日まで)
- ⑥ 2014 年 6 月 26 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第 7 回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (以下「第 7 回新株予約権」といいます。) (行使期間は 2014 年 7 月 16 日から 2049 年 7 月 15 日まで)
- ⑦ 2015 年 6 月 25 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第 8 回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (以下「第 8 回新株予約権」といいます。) (行使期間は 2015 年 7 月 16 日から 2050 年 7 月 15 日まで)
- ⑧ 2016 年 6 月 28 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第 9 回新株予約

- 権（株式報酬型ストックオプション）（以下「第9回新株予約権」といいます。）（行使期間は2016年7月16日から2051年7月15日まで）
- ⑨ 2017年6月27日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第10回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）（以下「第10回新株予約権」といいます。）（行使期間は2017年7月19日から2052年7月18日まで）
- ⑩ 2018年6月26日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第11回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）（以下「第11回新株予約権」といいます。）（行使期間は2018年7月18日から2053年7月17日まで）
- ⑪ 2019年6月25日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第12回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）（以下「第12回新株予約権」といいます。）（行使期間は2019年7月18日から2054年7月17日まで）
- ⑫ 2020年6月24日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第13回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）（行使期間は2020年7月17日から2055年7月16日まで）（以下「第13回新株予約権」といいます。）

## 記

### 1. 本公開買付けの結果について

当社は、本日、公開買付者より、添付資料「セントケア・ホールディング株式会社（証券コード2374）の株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」に記載のとおり、本公開買付けの結果について報告を受けました。なお、本公開買付けに応募された当社株券等の数の合計が買付予定数の下限以上となりましたので、本公開買付けは成立しております。

### 2. 親会社、その他の関係会社及び主要株主である筆頭株主の異動について

#### （1）異動予定年月日

2025年12月29日（本公開買付けの決済の開始日）

#### （2）異動が生じる経緯

当社は、本日、公開買付者より、本公開買付けに応募された当社株券等の数（10,144,392株）が買付予定数の下限以上となり、本公開買付けが成立したことから、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。

この結果、本公開買付けの決済が行われた場合には、2025年12月29日（本公開買付けの決済の開始日）付で、当社の総株主の議決権に対する公開買付者の所有する議決権の割合が40.74%となるため、公開買付者は、新たに当社のその他の関係会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなります。

また、当社のその他の関係会社及び主要株主である筆頭株主の村上企画は、本公開買付けの決済が行われた場合には、2025年12月29日（本公開買付けの決済の開始日）付で、当社の筆頭株主に該当しないこととなります。村上企画は、公開買付者の親会社であることから、自ら直接当社株式を保有するほか、公開買付者を通じて間接的に当社株式を保有することとなる結果、当社の総株主の議決権の数に対する議決権の数の割合が50%を超えることとなるため、新たに当社の親会社に該当することとなります。

### 3. 異動する株主の概要

#### ①新たにその他の関係会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなる株主の概要

(1) 名 称	株式会社 Color
(2) 所 在 地	東京都中央区日本橋三丁目2番14号
(3) 代表者の役職・氏名	村上美晴
(4) 事 業 内 容	当社株式及び本新株予約権を取得及び保有すること
(5) 資 本 金	5,000円
(6) 設 立 年 月 日	2025年9月29日

(7) 大株主及び持株比率	株式会社村上企画	100.00%
(8) 当社と公開買付者の関係		
資本関係	公開買付者と当社の間には、記載すべき資本関係はありません。なお、公開買付者の代表取締役である村上美晴氏の資産管理会社である村上企画は、(当社株式を8,994,600株(所有割合(注):36.12%)所有する当社の主要株主かつ筆頭株主です。公開買付者の代表取締役である村上美晴氏は、当社株式2,817,427株(所有割合:11.31%)及び所有本新株予約権数:678個(目的となる株式数144,000株、所有割合:0.58%)(合計所有株式数:2,961,427株、所有割合:11.89%)を所有しております。	
人的関係	公開買付者の代表取締役である村上美晴氏は、当社の代表取締役会長を兼務しております。	
取引関係	該当事項はありません。	
関連当事者への該当状況	公開買付者は、当社の主要株主かつ筆頭株主で当社の創業家一族の資産管理会社である村上企画がその議決権の全部を所有しております、当社の関連当事者に該当します。	

(注)「所有割合」とは、当社が2025年11月7日に公表した「2026年3月期 第2四半期(中間期)決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された2025年9月30日現在の当社の発行済株式総数(25,003,233株)に、同日現在残存する本新株予約権(第2回新株予約権116個、第3回新株予約権81個、第4回新株予約権72個、第5回新株予約権61個、第6回新株予約権37個、第7回新株予約権36個、第8回新株予約権48個、第9回新株予約権58個、第10回新株予約権45個、第11回新株予約権120個、第12回新株予約権221個及び第13回新株予約権441個)の目的となる当社株式の数(244,400株)を加算した株式数(25,247,633株)から、同日現在の当社が所有する自己株式数(345,655株)を控除した株式数(24,901,978株、以下「本基準株式数」といいます。)に対する割合をいい、その計算において小数点以下第三位を四捨五入しております。

## ②新たに親会社に該当し、筆頭株主に該当しないこととなる株主の概要

(1) 名 称	株式会社村上企画
(2) 所 在 地	千葉県八千代市村上1891番地70
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 村上美晴
(4) 事 業 内 容	資産管理・損害保険代理店業務
(5) 資 本 金	3,000,000円
(6) 設 立 年 月 日	1996年2月26日
(7) 大株主及び持株比率	スリーケアホールディングス株式会社 55.00% 公益財団法人セントケア奨学財団 45.00%
(8) 当社と村上企画の関係	
資本関係	村上企画は、(当社株式を8,994,600株(所有割合:36.12%)所有する当社の主要株主かつ筆頭株主です。村上企画の代表取締役である村上美晴氏は、当社株式2,817,427株(所有割合:11.31%)及び所有本新株予約権数:678個(目的となる株式数144,000株、所有割合:0.58%)(合計所有株式数:2,961,427株、所有割合:11.89%)を所有しております。
人的関係	村上企画の代表取締役である村上美晴氏は、当社の代表取締役会長を兼務しております。
取引関係	該当事項はありません。
関連当事者への	村上企画は、当社の主要株主かつ筆頭株主であり、当社

該当状況	の関連当事者に該当します。		
------	---------------	--	--

#### 4. 異動前後における異動する株主の所有する議決権の数及び議決権所有割合

##### ① 株式会社 Color (公開買付者)

	属性	議決権の数 (議決権所有割合 (注)、所有株式数)			大株主順位
		直接保有分	合算対象分	合計	
異動前	-	-	-	-	-
異動後	その他の関係会社及び主要株主である筆頭株主	101,443 個 (40.74%、 10,144,392 株)	-	101,443 個 (40.74%、 10,144,392 株)	第1位

(注)「議決権所有割合」とは、本基準株式数に係る議決権の数(249,019個)に対する割合をいい、その計算において小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、議決権所有割合の計算において同じです。

##### ② 村上企画

	属性	議決権の数 (議決権所有割合、所有株式数)		
		直接保有分	合算対象分 (注)	合計
異動前	その他の関係会社及び主要株主である筆頭株主	89,946 個 (36.12%、 8,994,600 株)	-	89,946 個 (36.12%、 8,994,600 株)
異動後	親会社及び主要株主	89,946 個 (36.12%、 8,994,600 株)	101,443 個 (40.74%、 10,144,392 株)	191,389 個 (76.86%、 19,138,992 株)

(注) 異動後の「合算対象分」に記載の議決権の数及び議決権所有割合は、公開買付者が所有することとなる議決権の数及び議決権所有割合です。

#### 5. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無

本公開買付けの結果、公開買付者及び村上企画は、当社の非上場の親会社等となります。このうち公開買付者のみが、当社の非上場の親会社等として開示対象となる予定です。

#### 6. 今後の見通し

公開買付者は、本公開買付けにより、当社株式（ただし、本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、当社が所有する自己株式、本不応募合意株主が所有する当社株式及び本譲渡制限付株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得できなかったことから、当社が2025年11月7日に公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の一連の手続により、当社の株主を公開買付者及び本不応募合意株主のみとすることを予定しているとのことです。

当該手続の実施により、当社株式は株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる予定です。なお、当社株式が上場廃止となった後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできなくなります。今後の具体的な手続及びその実施時期等については、公開買付者と協議の上、決定次第速やかに公表する予定です。

(添付資料)

2025年12月23日付「セントケア・ホールディング株式会社（証券コード2374）の株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

以上

2025年12月23日

各 位

会社名 株式会社Color  
代表者名 代表取締役社長 村上 美晴

セントケア・ホールディング株式会社（証券コード2374）の株券等に対する  
公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社Color（以下「公開買付者」といいます。）は、2025年11月7日開催の取締役会において、セントケア・ホールディング株式会社（証券コード2374、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び本新株予約権（下記「1. 買付け等の概要」の「(3) 買付け等に係る株券等の種類」の「② 新株予約権」において定義します。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議し、2025年11月10日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが2025年12月22日を以って終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

株式会社Color

東京都中央区日本橋三丁目2番14号

(2) 対象者の名称

セントケア・ホールディング株式会社

(3) 買付け等に係る株券等の種類

① 普通株式

② 新株予約権

i. 2009年6月25日及び2009年7月14日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第2回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）（以下「第2回新株予約権」といいます。）  
(行使期間は2009年8月18日から2044年8月17日まで)

ii. 2010年6月24日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第3回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）（以下「第3回新株予約権」といいます。）（行使期間は2010年7月17日から2045年7月16日まで）

iii. 2011年6月28日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第4回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）（以下「第4回新株予約権」といいます。）（行使期間は2011年7月20日から2046年7月19日まで）

iv. 2012年6月26日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第5回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）（以下「第5回新株予約権」といいます。）（行使期間は2012年7月18日から2047年7月17日まで）

v. 2013年6月26日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第6回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）（以下「第6回新株予約権」といいます。）（行使期間は2013年7月17日から2048年7月16日まで）

vi. 2014年6月26日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第7回新株予約権（株式報

- 酬型ストックオプション) (以下「第7回新株予約権」といいます。) (行使期間は2014年7月16日から2049年7月15日まで)
- vii. 2015年6月25日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第8回新株予約権(株式報酬型ストックオプション) (以下「第8回新株予約権」といいます。) (行使期間は2015年7月16日から2050年7月15日まで)
- viii. 2016年6月28日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第9回新株予約権(株式報酬型ストックオプション) (以下「第9回新株予約権」といいます。) (行使期間は2016年7月16日から2051年7月15日まで)
- ix. 2017年6月27日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第10回新株予約権(株式報酬型ストックオプション) (以下「第10回新株予約権」といいます。) (行使期間は2017年7月19日から2052年7月18日まで)
- x. 2018年6月26日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第11回新株予約権(株式報酬型ストックオプション) (以下「第11回新株予約権」といいます。) (行使期間は2018年7月18日から2053年7月17日まで)
- xi. 2019年6月25日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第12回新株予約権(株式報酬型ストックオプション) (以下「第12回新株予約権」といいます。) (行使期間は2019年7月18日から2054年7月17日まで)
- xii. 2020年6月24日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第13回新株予約権(株式報酬型ストックオプション) (以下「第13回新株予約権」といって、「第2回新株予約権」、「第3回新株予約権」、「第4回新株予約権」、「第5回新株予約権」、「第6回新株予約権」、「第7回新株予約権」、「第8回新株予約権」、「第9回新株予約権」、「第10回新株予約権」、「第11回新株予約権」、「第12回新株予約権」及び「第13回新株予約権」を総称して、以下「本新株予約権」といいます。) (行使期間は2020年7月17日から2055年7月16日まで)

#### (4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
12,945,951株	4,567,800株	一株

(注1) 本公司買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の数の合計が買付予定数の下限(4,567,800株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(4,567,800株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公司買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公司買付けにおいて公開買付者が買付け等を行う対象者株式の最大数(12,945,951株)を記載しております。これは対象者が2025年11月7日に公表した「2026年3月期 第2四半期(中間期)決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された2025年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(25,003,233株)に、同日現在残存する本新株予約権(第2回新株予約権116個、第3回新株予約権81個、第4回新株予約権72個、第5回新株予約権61個、第6回新株予約権37個、第7回新株予約権36個、第8回新株予約権48個、第9回新株予約権58個、第10回新株予約権45個、第11回新株予約権120個、第12回新株予約権221個及び第13回新株予約権441個)の目的となる対象者株式の数(244,400株)を加算した株式数から、同日現在対象者が所有する自己株式数(345,655株)を控除した株式数(24,901,978株、以下「本基準株式数」といいます。)です。

(注3) 本公司買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注4) 単元未満株式についても、本公司買付けの対象としております。なお、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い本公司買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注5) 公開買付期間末日までに本新株予約権が行使される可能性がありますが、当該行使により発行又は交付される対象者株式も本公司買付けの対象としております。

## (5) 買付け等の期間

### ① 買付け等の期間

2025年11月10日（月曜日）から2025年12月22日（月曜日）まで（30営業日）

### ② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

## (6) 買付け等の価格

### ① 普通株式1株につき 金1,220円

### ② 新株予約権

- i. 第2回新株予約権1個につき 金1円
- ii. 第3回新株予約権1個につき 金1円
- iii. 第4回新株予約権1個につき 金1円
- iv. 第5回新株予約権1個につき 金1円
- v. 第6回新株予約権1個につき 金1円
- vi. 第7回新株予約権1個につき 金1円
- vii. 第8回新株予約権1個につき 金1円
- viii. 第9回新株予約権1個につき 金1円
- ix. 第10回新株予約権1個につき 金1円
- x. 第11回新株予約権1個につき 金1円
- xi. 第12回新株予約権1個につき 金1円
- xii. 第13回新株予約権1個につき 金1円

## 2. 買付け等の結果

### (1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（4,567,800株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行なわない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の数の合計（10,144,392株）が買付予定数の下限（4,567,800株）以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書（その後提出された公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

### (2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正も含みます。以下「令」といいます。）第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、2025年12月23日に東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

### (3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株券	10,144,392株	10,144,392株
新株予約権証券	－株	－株
新株予約権付社債券	－株	－株
株券等信託受益証券（）	－株	－株
株券等預託証券（）	－株	－株

合 計	10,144,392 株	10,144,392 株
( 潜 在 株 券 等 の 数 の 合 計 )	(一株)	(一株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一 個	(買付け等前における株券等所有割合 —%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	119,560 個	(買付け等前における株券等所有割合 48.01%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	101,443 個	(買付け等後における株券等所有割合 40.74%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	119,560 個	(買付け等後における株券等所有割合 48.01%)
対象者の総株主の議決権の数	245,002 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が2025年11月14日に提出した第44期半期報告書に記載された2025年9月30日現在の総株主の議決権の数（1単元の株式数を100株として記載されたもの）です。ただし、単元未満株式（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の行使により発行又は交付される可能性のある対象者株式についても本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、本基準株式数（24,901,978株）に係る議決権数（249,019個）を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地

株式会社SBI証券 東京都港区六本木一丁目6番1号

② 決済の開始日

2025年12月29日（月曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに応募する株主（以下「応募株主等」といいます。）（外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。）の場合はその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。

買付け等は、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

公開買付者が2025年11月7日付で公表した「セントケア・ホールディング株式会社（証券コード2374）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載した内容から変更はありません。

なお、本公開買付けの結果を受け、公開買付者は、対象者株式の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式、不応募合意株主が所有する対象者株式及び譲渡制限付株式報酬として対象者の取締役に付与された対象者の譲渡制限付株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得することを目的とした手続を実施することを予定しております。対象者株式は、本日現在、東京証券取引所プライム市場に上場されていますが、当該手続が実施された場合には、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできません。今後の手続につきましては、公開買付者が対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

#### 4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社 Color

（東京都中央区日本橋三丁目2番14号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

以上